

農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 経営第 3691 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正について

1. 制度の概要

女性農林漁業者が一層活躍できる環境の整備を進めるため、農林水産省が実施する各般の施策において、女性が十分に能力を発揮するために必要な措置を講ずることとし、各般の事業における基本方針及び対象とする事業を定める。

2. 改正の必要性

対象とする事業について、令和 8 年度当初予算の内容等に合わせたの改正を行う必要があるため。

3. 改正の内容

本文第 2 の 4 における内容を修正。本要綱の別紙に定める女性の活躍推進に向けた事業のうち、見直しのあった事業における「事業名」、「事業内容」、「女性への支援に向けた取組内容」等を修正。その他誤字、文言等の修正。

（事業の新規登録及び削除を行ったもの）

- ・ 経営承継・発展等支援事業（削除）
- ・ 地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業（新設）
- ・ 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業（新設）
- ・ 農林水産顕彰等普及費補助金（新設）
- ・ 獣医療提供体制整備推進総合対策事業（新設）
- ・ 肉用牛経営安定対策補完事業のうち肉用牛生産基盤強化対策（肉用牛ヘルパー推進）（新設）
- ・ 酪農経営支援総合対策事業のうち酪農経営安定化支援ヘルパー事業（新設）
- ・ 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち優良経営体表彰等事業（新設）
- ・ スーパーW資金（農林漁業施設資金）（新設）
- ・ 農山漁村振興交付金（新設）
- ・ 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））（新設）

4. 施行先 5 8 先

別記 1（地方農政局等宛て）・別記 2（関係団体宛て）のとおり

5. その他

施行期日：令和 8 年度当初予算成立日以降